

[旭川廃棄物処理センター維持管理状況の情報公表]

設置者名	株式会社 旭川振興公社 代表取締役社長 赤岡 昌弘
施設名称	旭川廃棄物処理センター
設置場所	旭川市江丹別町共和279-2
問合せ先	(0166) 63-4153

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

*第2期管理型処分場

*令和3年9月30日付け 産業廃棄物の最終処分の埋立処分終了届出書提出

1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項	別添 設置許可証のとおり
--	-----------------

2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第八号	管理型の産業廃棄物の最終処分場	以下のとおり

イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(状況：令和3年度分(単位：t))

産業廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃 え 殻	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
汚 泥	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
紙 く ず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
織 維 く ず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
石 膏 ボ ー ド	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
廃 石 綿	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
シュレッダー ダ ス ト	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
選別不能物(混 合 物)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
廃油(タールピ ッチ類に限る)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ば い じ ん	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

ロ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：令和3年度分)

項 目	点検を行った 年 月 日	点検を行った 結 果	擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁等	令和4年 3月10日	異常なし	—	—

ハ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：令和3年度分)

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
保有水等の埋立地からの浸出を防止するための遮水工	令和4年 3月10日	異常なし	—	—

ニ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号並びに維持管理基準省令第一条第一号及び第三号の規定による水質検査に関する次に掲げる事項

(周縁井戸 A 又は地下水集排水設備)

(状況：令和3年度分)

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
		第2管理型地下水上流部	令和3年8月17日	令和3年9月2日	不検出
アルキル水銀	検出されないこと。	同上	同上	同上	0.0005 未満
総水銀	一リットルにつき0.000五ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0003 未満
カドミウム	一リットルにつき0.00三ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001 未満
鉛	一リットルにつき0.0一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.005 未満
六価クロム	一リットルにつき0.0五ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.002 未満
砒素	一リットルにつき0.0一ミリグラム以下	同上	同上	同上	不検出
全シアン	検出されないこと。	同上	同上	同上	不検出
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	同上	同上	同上	不検出
トリクロロエチレン	一リットルにつき0.0一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001 未満
テトラクロロエチレン	一リットルにつき0.0一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.002 未満
ジクロロメタン	一リットルにつき0.0二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0002 未満
四塩化炭素	一リットルにつき0.00二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0004 未満
一・二一ジクロロエタン	一リットルにつき0.00四ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.01 未満
一・一一ジクロロエチレン	一リットルにつき0.0一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.004 未満
一・二一ジクロロエチレン	一リットルにつき0.0四ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001 未満
一・一一一トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0006 未満
一・一一二トリクロロエタン	一リットルにつき0.00六ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0002 未満
一・三二ジクロロプロペン	一リットルにつき0.00二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0006 未満
チウラム	一リットルにつき0.00六ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0003 未満
シマジン	一リットルにつき0.00三ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.002 未満
チオベンカルブ	一リットルにつき0.0二ミリグラム以下	同上	同上	同上	

ベンゼン	ーリットルにつき〇・〇ーミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001 未満
セレン	ーリットルにつき〇・〇ーミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001 未満
一・四ジオキサン	ーリットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.005 未満
クロロエチレン	ーリットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0002 未満
ダイオキシン類	1Pg-TEQ/L以下	同 上	同 上	同 上	0.13

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上 測定すること

埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

塩化ビニルモノマーはクロロエチレンに呼称を変更した。（平成29年4月1日施行）

(周縁井戸 B)

(状況：令和3年度分)

地下水の水質検査	基 準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	第2管理型地下水下流部	令和3年8月17日	令和3年9月2日	不検出
総水銀	ーリットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0005 未満
カドミウム	ーリットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0003 未満
鉛	ーリットルにつき〇・〇ーミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001 未満
六価クロム	ーリットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.005 未満
砒素	ーリットルにつき〇・〇ーミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.002 未満
全シアン	検出されないこと。	同 上	同 上	同 上	不検出
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	同 上	同 上	同 上	不検出
トリクロロエチレン	ーリットルにつき〇・〇ーミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001 未満
テトラクロロエチレン	ーリットルにつき〇・〇ーミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001 未満
ジクロロメタン	ーリットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.002 未満
四塩化炭素	ーリットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0002 未満
一・二ジクロロエタン	ーリットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0004 未満
一・一ジクロロエチレン	ーリットルにつき〇・ーミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.01 未満
一・二ジクロロエチレン	ーリットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.004 未満
一・一・一トリクロロエタン	ーリットルにつきーミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001 未満
一・一・二トリクロロエタン	ーリットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0006 未満
一・三ジクロロプロペン	ーリットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0002 未満
チウラム	ーリットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0006 未満
シマジン	ーリットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0003 未満

チオベンカルブ	ーリットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.002 未満
ベンゼン	ーリットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001 未満
セレン	ーリットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001 未満
一・四ジオキサン	ーリットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.005 未満
クロロエチレン	ーリットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0002 未満
ダイオキシシン類	1Pg-TEQ/L以下	同 上	同 上	同 上	0.083

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること

埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

塩化ビニルモノマーはクロロエチレンに呼称を変更した。（平成29年4月1日施行）

(放流水)

(状況：令和3年度分)

放流水の水質検査	基 準	水質検査に係る放流水を採取した場所	水質検査に係る放流水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀化合物	検出されないこと	第2浸出水処理施設	令和3年8月17日	令和3年9月2日	不検出
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	ーリットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0005 未満
カドミウム及び化合物	ーリットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.003 未満
鉛及びその化合物	ーリットルにつき鉛〇・一ミリグラム以下	同 上	令和3年8月11日	令和3年8月23日	0.002
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）	ーリットルにつき一ミリグラム以下	同 上	令和3年8月17日	令和3年9月2日	0.1 未満
六価クロム化合物	ーリットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.005 未満
砒素及びその化合物	ーリットルにつき砒素〇・一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.01 未満
シアン化合物	ーリットルにつきシアン一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.1 未満
ポリ塩化ビフェニル	ーリットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0005 未満
トリクロロエチレン	ーリットルにつき〇・一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.01 未満
テトラクロロエチレン	ーリットルにつき〇・一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.01 未満
ジクロロメタン	ーリットルにつき〇・二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.02 未満
四塩化炭素	ーリットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.002 未満
一・二ジクロロエタン	ーリットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.004 未満

一・一・一ジクロロエチレン	一リットルにつき一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.02 未満
シス一、二ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・四ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.004 未満
一・一・一トリクロロエタン	一リットルにつき三ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.03 未満
一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.006 未満
一・三ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.002 未満
チウラム	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.006 未満
シマジン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.003 未満
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.02 未満
ベンゼン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.01 未満
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.01 未満
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつき、当分の間、ほう素五〇ミリグラム以下 海域に排出されるもの一リットルにつき、当分の間、ほう素二三〇ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	8.2
ふっ素及びその化合物	一リットルにつきふっ素一五ミリグラム以下(海域以外の公共用水域に排出されるものは、当分の間、適用するものとする。)	同 上	同 上	同 上	0.27
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつき、当分の間、アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量二〇〇ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	33
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	一リットルにつき五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.5 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	一リットルにつき三〇ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.5 未満
フェノール類含有量	一リットルにつき五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.1 未満
銅含有量	一リットルにつき三ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.01 未満
亜鉛含有量	一リットルにつき二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.01 未満
溶解性鉄含有量	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.3 未満
溶解性マンガン含有量	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.9
クロム含有量	一リットルにつき二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.005 未満
大腸菌群数	一立方センチメートルにつき日間平均三、〇〇〇個以下	同 上	令和3年8月11日	令和3年8月23日	0
窒素含有量	一リットルにつき一二〇(日間平均六〇)ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	13
燐含有量	一リットルにつき一六(日間平均八)ミリグラム以下	同 上	令和3年8月17日	令和3年9月2日	0.06
1・四ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.05 未満
ダイオキシン類	1 OPg-TEQ/L以下	同 上	同 上	同 上	0.00010

備考

- 1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
- 4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 5 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

周縁井戸 A 又は地下水集排水設備

(状況：令和3年度分)

	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
				電気伝導率 (mS/m)
4月	第2管理型地下水上流部	令和3年04月07日	令和2年04月07日	6.0
5月	同上	令和3年05月12日	令和3年05月12日	12.8
6月	同上	令和3年06月09日	令和3年06月09日	15.6
7月	同上	令和3年07月14日	令和3年07月14日	17.1
8月	同上	令和3年08月11日	令和3年08月11日	16.8
9月	同上	令和3年09月08日	令和3年09月08日	18.4
10月	同上	令和3年10月13日	令和3年10月13日	14.7
11月	同上	令和3年11月12日	令和3年11月12日	10.8
12月	同上	令和3年12月08日	令和3年12月08日	6.9
1月	同上	令和4年01月12日	令和4年01月12日	16.0
2月	同上	令和4年02月09日	令和4年02月09日	14.1
3月	同上	令和4年03月10日	令和4年03月10日	12.4

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。

窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

(周縁井戸 B)

(状況：令和3年度分)

	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果	
				電気伝導率 (mS/m)	塩化物イオン (mg/l)
4月	第2管理型地下水下流部	令和3年04月07日	令和3年04月07日	24.8	8.2
5月	同上	令和3年05月12日	令和3年05月12日	21.5	7.3
6月	同上	令和3年06月09日	令和3年06月09日	19.4	8.1
7月	同上	令和3年07月14日	令和3年07月14日	18.4	8.1
8月	同上	令和3年08月11日	令和3年08月11日	17.5	7.6
9月	同上	令和3年09月08日	令和3年09月08日	17.3	7.1
10月	同上	令和3年10月13日	令和3年10月13日	19.8	8.8
11月	同上	令和3年11月12日	令和3年11月12日	21.2	8.4
12月	同上	令和3年12月08日	令和3年12月08日	21.9	7.9
1月	同上	令和4年01月12日	令和4年01月12日	17.1	7.0
2月	同上	令和4年02月09日	令和4年02月09日	16.3	6.9
3月	同上	令和4年03月10日	令和4年03月10日	16.7	6.8

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。

窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

(放流水)

(状況：令和3年度分)

	水質検査に係る放流水を採取した場所	水質検査に係る放流水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果				
				水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	ノルマルヘキサン抽出物 (mg/l)	窒素含有量 (mg/l)
4月	第2浸出水処理施設	令和3年04月07日	令和3年04月19日	7.2	4.5	0.5未満	0.5未満	63
5月	同上	令和3年05月12日	令和3年05月24日	7.2	2.8	0.7	0.5未満	54
6月	同上	令和3年06月09日	令和3年06月21日	7.1	2.6	1.1	0.5未満	47
7月	同上	令和3年07月14日	令和3年07月28日	7.4	2.4	1.3	0.5未満	46
8月	同上	令和3年08月11日	令和3年08月23日	7.2	1.4	0.5	0.5未満	37
9月	同上	令和3年09月08日	令和3年09月22日	7.5	2.1	0.5未満	0.5未満	31
10月	同上	令和3年10月13日	令和3年10月26日	7.3	3.8	1.1	0.5未満	27

11月	同上	令和3年11月12日	令和3年11月24日	7.1	2.2	0.5	0.5未満	39
12月	同上	令和3年12月08日	令和3年12月20日	7.3	1.3	0.5未満	0.5未満	42
1月	同上	令和4年01月12日	令和4年01月24日	7.4	3.9	0.6	0.5未満	47
2月	同上	令和4年02月09日	令和4年02月21日	7.1	3.0	0.6	0.5未満	61
3月	同上	令和4年03月10日	令和4年03月22日	6.9	6.3	0.6	0.5未満	83

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。

窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

ホ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十一号及び維持管理基準省令第一条第二号の規定による措置に関する次に掲げる事項

(状況：令和3年度分)

項 目	原因の調査	措置を講じた年月日	措置の内容
水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合	該当なし	—	—

ヘ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十三号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：令和3年度分)

項 目	点検を行った年月日	点検を行った結果	調整池が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整することができる耐水構造の調整池	令和4年3月10日	異常なし	—	—

ト 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十四号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：令和3年度分)

項 目	点検を行った年月日	点検を行った結果	浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
浸出液処理設備の機能の状態	令和3年11月30日	異常なし	—	—

チ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：令和3年度分)

項 目	点検を行った 年 月 日	点検を行った 結 果	有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
有効な防凍のための措置の状況	令和3年 月 日	異常なし	—	—

リ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

(状況：令和3年度分)

項 目	測定を行った年月日	測定を行った結果
残余の埋立容量の測定	令和 年 月 日	0 m ³

*令和3年9月30日付け 産業廃棄物の最終処分の埋立処分終了届出書提出